

法人

赤字部分を記入

青字部分に注意

（法人の役員等
~~本~~人
~~法~~定代
~~理~~人
法定代理人の役員等）

該当しないものを消す

の住所、生年月日等に関する調書

住 所	奈良市登大路町30番地		
氏 名	登大路 次郎	生 年 月 日	昭和 41 年 12 月 31 日生
役 名 等	取締役（常勤）		
賞	年 月 日	申請日からさかのぼって過去5年間の賞罰について記載する 記載すべき内容がなければ、「なし」と記載する	
		なし	
罰	役員等の一覧表（別紙一）に記載のある人物について作成が必要		
	ただし、経營業務の管理責任者については作成不要		
上記のとおり相違ありません。			
令和元年 5 月 1 日		氏 名	登大路 次郎 

押印

※申請者が法人であっても、
個人の印鑑を押す

記載要領

- 「（法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
「顧問」、「相談役」、「株主等」など、商業登記上に記載されない者については、「賞罰」の欄への記載、署名及び押印を要しない
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

個人

許可申請者 ~~（法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等）~~

該当しないものを消す

の住所、生年月日等に関する調書

住 所	奈良市登大路町30番地		
氏 名	登大路 太郎	生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日生
役 名 等	事業主		
賞	年 月 日	申請日からさかのぼって過去5年間の賞罰について記載する 記載すべき内容がなければ、「なし」と記載する	
		なし	
罰	事業主本人が経營業務の管理責任者となっている場合、作成不要		
			必ず押印（実印）
上記のとおり相違ありません。			
令和元年 5 月 1 日		氏 名	登大路 太郎 

記載要領

- 「~~（法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等）~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

Q & A

Q1 法人です。この様式は誰について作成すればいいですか？

A1 ①役員全員（常勤・非常勤）、②顧問、相談役等、③100分の5以上を出資する株主（株主等）の方について、作成ください。すなわち、「役員等の一覧表」（様式第1号別紙1）に記載された方全員についての作成が必要です。ただし、経營業務の管理責任者の方についてのみ、省略することができます

Q2 法人です。賞罰の欄への記載、署名及び押印が省略できるのはどんな者ですか？

A2 上記Q1の①～③のうち、②顧問、相談役等、③100分の5以上を出資する株主（株主等）について省略ができます

Q3 個人です。事業主が経營業務の管理責任者を務めているのですが、この様式は省略できますか？

A3 省略できます